

【論文】

倫理的ジレンマを伴うソーシャルワーク実践におけるクライアントの「最善の利益」と「自己決定」の尊重に関する研究

—IJSWVE 文献の計量テキスト分析を通して—

打越 友実*, 小林 理**, 新保 幸男*

要旨: 本研究では、学術雑誌 *International Journal of Social Work Values and Ethics* に収録された 22 本の論文を対象に計量テキスト分析し、ソーシャルワークの倫理的ジレンマにおいて、クライアントの「最善の利益」と「自己決定」がどのように捉えられ、扱われているかを明らかにした。結果として、ソーシャルワーカーとクライアントの 2 者関係から生じるジレンマ以外に、クライアントを取り巻く複数の関係者間で生じるジレンマに着目されていた。「最善の利益」については、本人と関係者への危害や不利益を最小限に留めることが重視されており、ソーシャルワーカーにとって誰がクライアントなのか、何に対して責任を負うのかが関係することが示唆された。「自己決定」については、クライアントに必要な情報を提供する時期や方法、介入の程度、結果の受け止め方についての見極めが重視されていることがわかった。

Key Words: ソーシャルワーク, 倫理的ジレンマ, 最善の利益, 自己決定, 計量テキスト分析

1. 研究の背景と目的

ソーシャルワークの実践は社会正義などの価値や倫理に方向付けられており、その具体的な指針は、社会福祉の各職能団体が用いる「ソーシャルワーカーの倫理綱領」に定められている。ソーシャルワークの職業倫理について、ソーシャルワークの対象の観点から整理すると、一般的な倫理と比較して「すべての人」ではなく「クライアントの利益」を優先するところに特徴を有している (Dolgoff et al. 2012)。さらにそのクライアントとは、自分自身で満たすことができないニーズを持っているという特徴があり、支援を求めることによってクライアントが圧力を受けることがないように、入念に考慮された倫理体系が不可欠である (Levy = 1983)。彼らの声は放っておけば簡単に押しつぶされる可能性があるため、ソーシャルワークの倫理は「クライアントの利益」を一番大切にしており、本人の尊厳を守る手段として「自己決定」の尊重を掲げている。

2023 年 12 月 31 日受付 / 2024 年 6 月 13 日受理

* 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科

** 東海大学健康学部健康マネジメント学科

しかし、ソーシャルワークの実践においては、どの倫理原則を優先すべきか判断に迷う場合があり、クライアントの「最善の利益」を守ることと「自己決定」を尊重することの間にも同様に倫理的ジレンマが生じる。しかもそれはソーシャルワーク実践の過程で頻繁に発生する。ソーシャルワーカーは、「倫理的な問題やジレンマを伴う決定を下す必要性に日々直面しており、多くの人はそれに気づいていないか、倫理的ジレンマを日常的に解決」している (Dolgoff et al. 2012 : 4)。ソーシャルワーカーにとって身近な課題である倫理的ジレンマに関する研究を推進することは、ソーシャルワーク実践を支えるうえで重要な意義を持つ。

高橋 (2002) は、1980 年から 2001 年までの間における倫理的ジレンマに関する海外の研究動向をレビューしている。高橋 (2002) は学術雑誌 *Social Work Abstracts* に掲載された論文を対象として、特に医療ソーシャルワークに関連する文献の動向を探っており、退院計画に関するミクロレベルとマクロレベルの倫理的ジレンマや、教育や研究の発展状況について考察している。CiNii Research や医中誌 Web の検索結果によると、高橋 (2002) 以降、国際的な研究動向は体系的に整理されておらず、倫理的ジレンマが生じた際にソーシャルワークの倫理原則がどのように扱われているのか、それによりソーシャルワーカーは倫理的ジレンマをいかに乗り越えているのか、に関する国際的な研究動向は明らかにされていない。

ソーシャルワークの価値や倫理に関する研究が豊富な海外の動向に目を向けると、価値や倫理への関心は国際的に高まり続けている。ヨーロッパおよび英語圏では、ソーシャルワークの価値や倫理に関する専門書が増えており、そのテーマに特化した学術雑誌 2 編 *International Journal of Social Work Values and Ethics*, *Ethics and Social Welfare* が登場した (Banks 2012)。

クライアントの「最善の利益」や「自己決定」を尊重することは、多くの国の倫理綱領に共通する項目である (Banks 2012)。ソーシャルワークの倫理的ジレンマは、どの倫理原則間においても起こりうるが、倫理的な問題を抱える事例の多くはこれらの原則が密接に関係している (Mayer 2005 ; Johner 2006 ; Dolgoff et al. 2012 ; Reamer 2018)。

そこで、多くの国で重要視されていながら、複雑なジレンマに発展しやすい「最善の利益」と「自己決定」の尊重に着目し、倫理的ジレンマが生じた際に、それらがどのように扱われているのか、国際的な研究動向から示唆を得ることとした。

本研究の目的は、学術雑誌 *International Journal of Social Work Values and Ethics* のうち、後述する方法で抽出した 22 本の論文の範囲内で、倫理的ジレンマを伴うソーシャルワーク実践において、クライアントの「最善の利益」や「自己決定」がどのように捉えられ、扱われているかを明らかにすることである。

II. 研究方法

1. 対象文献

本研究の分析対象は、国際ソーシャルワーカー連盟 (International Federation of Social Workers) が発行する学術雑誌 *International Journal of Social Work Values and Ethics* (以下 IJSWVE) に収録された 22 本の論文である。

1) 学術雑誌の選定理由

検討対象をこの雑誌に限定した理由は、①雑誌が扱うテーマが本研究の目的に即していること、②データアクセスへの透明性が高く再現性を担保できること、③特定の国のみならず、世界各国の論文を掲載していることの3点である。

①について、*IJSWVE* はソーシャルワークの価値や倫理を重視しており、倫理的ジレンマにも大きく注目している。具体的には、ソーシャルワークの実践や教育の現場に情報を提供し、影響を与えること発刊目的として掲げ、価値・倫理の対立場面を分析し、解決モデル (resolving value and ethical conflicts) を開発することや、新しい価値のジレンマ (new value dilemmas) がソーシャルワーク実践へ与える影響を示すことなどを課題としている (Marson & Finn 2004)。

②について、*IJSWVE* に収録された文献はすべてインターネット上で無料公開されており、誰もが文献にアクセスできる。分析対象とした文献と、除外した文献の両方に確実にアクセスできるため、分析方法を検証しやすく、研究方法に示した手順を踏めば誰もが同様の分析を行うことができる。したがって、研究の透明性、再現性を保つことができる。

③について、*IJSWVE* は、より国際的な視点を取り入れることを目的に、2021年から国際ソーシャルワーカー連盟を発行元とし、*Journal of Social Work Values and Ethics* の文頭に、**International** を加えた雑誌タイトルに変更した。編集委員の在籍国が幅広く、アメリカ合衆国を中心として世界各国からの投稿が見受けられるため、国際的な研究動向を概観するにあたって適切な学術雑誌であると考えた。

2) 分析対象とする論文の選定方法

筆者が設定したキーワードが本文中に出現する回数を根拠として分析対象を決定した。本研究は、ソーシャルワークの倫理的ジレンマにおけるクライアントの「最善の利益」と「自己決定」に関する研究であることから、それらの語に相当する「ethical dilemma (倫理的ジレンマ)」「best interest (最善の利益)」「self-determination (自己決定)」の3つをキーワードとして設定した。日本においては、「自己決定」「意思決定」とともに決定の主体はクライアントとして扱われることが一般的である。本研究において、これらの語に相当する「self-determination」「decision making」の使われ方について対象文献の範囲内で確認したところ、「self-determination」の主体はすべてクライアントであるのに対して、「decision making」は「ethical decision making」などと表記されることが多く、決定の主体はソーシャルワーカーとして表現される傾向があった。本研究では、クライアントの自己決定に重点を置くため、「decision making」ではなく「self-determination」をキーワードとして選定した。

雑誌が発行された2004年から2022年までに収録された論文数は228本であり、全論文を対象に、筆者が設定したキーワードが本文中に出現する回数を検索した結果、本文中にすべてのキーワードを1回以上含む英語論文は22本であった。分析対象とした論文の一覧を表1に示す。22本の論文について、第II章2節と3節で示す方法で分析した。

2. 分析方法

検討対象とした論文22本について、「KH Coder (3.0 Base Edition)」(以下 KH Coder とする) を使用し、計量テキスト分析を行った。

大量のテキストデータの中から、クライアントの「最善の利益」や「自己決定」が使われる

文脈の傾向を把握し、それらの内容を質的に解釈できる点において、最適な分析方法と判断した。KH Coderにおける計量テキスト分析は、量的方法と質的方法を循環的に用いることを重視しており、量的方法を用いる段階では、テキストを「機械的に数え上げることで、分析者が先入観や

表1 分析対象としたIJSWVEの論文一覧

	論文著者名 (出版年), 論文名, 掲載雑誌名, 巻 (号).	論文タイトル和訳 (著者の所属大学所在地/研究方法)
1	Borrmann, S. (2005) Ethical Dilemmas in Social Work with RightWing Youth Groups: Solutions based on the document Ethics in Social Work, Statement of Principles by the International Federation of Social Workers (IFSW), <i>IJSWVE</i> , 2(1).	右翼青年グループとのソーシャルワークにおける倫理的ジレンマ: 国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) による「ソーシャルワークにおける倫理, 原則の声明」文書に基づく解決策 (ドイツ/文献研究)
2	Mayer, L.M. (2005) Professional Boundaries in Dual Relationships: A Social Work Dilemma, <i>IJSWVE</i> , 2(2).	二重関係における職業上の境界線: ソーシャルワークのジレンマ (アメリカ合衆国/事例研究)
3	Taylor, M.F. (2006) Is Self-Determination Still Important? What Experienced Mental Health Social Workers Are Saying, <i>IJSWVE</i> , 3(1).	自己決定は今も重要か? 経験豊富な精神保健ソーシャルワーカーが語っていること (アメリカ合衆国/実証研究)
4	Boland, k. (2006) Ethical Decision-Making Among Hospital Social Workers, <i>IJSWVE</i> , 3(1).	病院ソーシャルワーカーの倫理的意思決定 (アメリカ合衆国/実証研究)
5	Levenson, J.S. (2006) Sexual Harassment or Consensual Sexual Relations? Implications for Social Work Education, <i>IJSWVE</i> , 3(2).	セクシャル・ハラスメントか, 同意の上での性的関係か? ソーシャルワーク教育への影響 (アメリカ合衆国/文献研究)
6	Green, L. (2007) Social Work Ethics and Values Considered in the Case of a 15-Year-Old Leukemia Patient Facing Peripheral Blood Stem Cell Transplantation, <i>IJSWVE</i> , 4(2).	末梢血幹細胞移植に直面する15歳の白血病患者のケースから考えるソーシャルワークの倫理と価値観 (アメリカ合衆国/事例研究)
7	Spano, R. and Koenig, T. (2007) What is Sacred When Personal and Professional Values Collide?, <i>IJSWVE</i> , 4(3).	個人的価値観と職業的価値観が衝突するとき, 何が神聖なのか? (アメリカ合衆国/文献研究)
8	Larkin, H. (2007) The Ethics of Social Work Practice in the Nursing Home Setting: A Consultant's Dilemma, <i>IJSWVE</i> , 4(3).	介護施設におけるソーシャルワーク実践の倫理: コンサルタントのジレンマ (アメリカ合衆国/事例研究)
9	Reiman, A. (2009) Moral Philosophy and Social Policy, <i>IJSWVE</i> , 6(3).	道徳倫理と社会政策 (アメリカ合衆国/文献研究)
10	Pennington, S.B. (2011) Discursive Practices in Working with Pregnant Women "At Risk": Implications for Social Work Ethics, <i>IJSWVE</i> , 8(1).	「リスクのある」妊産婦への対応における言説的实践: ソーシャルワーク倫理への示唆 (カナダ/事例研究)
11	Carney, J. and McCarren, K. (2012) Social Work Education in Non-Sexual Dual Relationships, <i>IJSWVE</i> , 9(2).	ソーシャルワーク教育と非性的な二重関係 (アメリカ合衆国/実証研究)
12	Day, A., Edwards, H. and Pickover, S. et al. (2013) When Does Confidentiality Become an Impediment Rather Than a Pathway To Meeting the Educational Needs of Students in the Foster Care System?, <i>IJSWVE</i> , 10(2).	秘密保持が里親制度の生徒の教育ニーズに応えるための道筋ではなく, 障害となるのはどのような場合か? (アメリカ合衆国/事例研究)
13	Cimino, A.N., Rorke, J. and Adams H.L. (2013) Supervisors Behaving Badly: Witnessing Ethical Dilemmas and What To Do About It, <i>IJSWVE</i> , 10(2).	上司の不正法: 倫理的ジレンマの目撃とそれについてどうすべきか (アメリカ合衆国/実証研究)
14	Bibus, A.A. (2015) Supererogation in Social Work: Deciding Whether To Go Beyond the Call of Duty, <i>IJSWVE</i> , 12(2).	ソーシャルワークにおける義務以上の業務: 義務の範囲を超えて行うべきかどうかの決断 (アメリカ合衆国/文献研究)
15	Pacho, T.O. (2015) Complexity of Female Genital Mutilation/Cutting, <i>IJSWVE</i> , 12(2).	女性器切除の複雑さ (ドイツ/文献研究)
16	Pugh, G.L. (2017) Stuck in the Middle With You: A Case Study of the Ethical Implications of Conflicting State and Federal Marijuana Laws in Liver Transplant Social Work, <i>IJSWVE</i> , 14(2).	あなたと真ん中で立ち往生: 肝移植ソーシャルワークにおいて州と連邦のマリファナ法が相反することの倫理的意味についてのケーススタディ (アメリカ合衆国/事例研究)
17	Akbar, G. (2019) Thinking Critically About Self-Determination: A Literature Review, <i>IJSWVE</i> , 16(2).	自己決定について批判的に考える: 文献レビュー (アメリカ合衆国/文献研究)
18	Winters, A. (2019) The Ethical Conflicts of Working in Solitary Confinement, <i>IJSWVE</i> , 16(2).	独房で働くことの倫理的葛藤 (アメリカ合衆国/文献研究)
19	Weaver, R.D. and Reynolds, J.F. (2020) Social Work Ethics and Intercollegiate Student-Athlete Retention, <i>IJSWVE</i> , 17(1).	ソーシャルワークの倫理とインカレ学生アスリートの維持 (アメリカ合衆国/文献研究)
20	Reamer, F.G. (2021) The Trolley Problem and the Nature of Intention: Implications for Social Work Ethics, <i>IJSWVE</i> , 18(2).	トロロコ問題と意図の本質: ソーシャルワーク倫理への示唆 (アメリカ合衆国/文献研究)
21	Heydt, M.J. and Severyn, T.E. (2022) Spirituality, Diversity, and Ethical Decision-making: The Inclusive Wesleyan Quadrilateral Discernment Model, <i>IJSWVE</i> , 19(1).	スピリチュアリティ, 多様性, 倫理的意思決定: 包括的ウェスレー派四辺形識別モデル (アメリカ合衆国/文献研究)
22	Werner, D. and Pollack, D. (2022) How Has the Code of Ethics Weathered COVID-19?, <i>IJSWVE</i> , 19(3).	倫理規定は COVID-19 をどのように乗り切ったのか? (アメリカ合衆国/文献研究)

思い込みにとらわれず、データの全体像を正確に把握し、その後「計量的な分析の結果を参考にして、元の文章の質的な解釈を行う」ことをねらいとしている（樋口 2020 : 14）。

分析には共起ネットワークを用いた。共起ネットワークとは、「出現パターンの似通った語、すなわち共起の程度が強い語を線で結んだネットワーク」のことである（樋口 2020 : 183）。まずは統計的な分析結果（共起ネットワーク）を概観し、そこから読み取ったデータの特徴に分析者の解釈を加えることで、検討対象におけるクライアントの「最善の利益」と「自己決定」の捉えられ方、扱われ方を探った。KH Coderの使用と分析にあたり、開発者である樋口らが講師を務める「KH Coderを用いた計量テキスト分析実践セミナー初級編・ステップアップ編」を受講した。

3. 分析手順

検討対象とした論文 22 本について、本文のテキストデータ（引用文献リストを除く）をつなげた Word ファイルを作成した。

KH Coder は、形態素解析という処理を行うことで、文章を「意味を持つ最小単位」に分割し、語を自動的に取り出している。そのため、分析前のデータ処理として、複数の単語からなるひとまとまりの語群を 7 つ指定し、意味を持つ最小単位の語として認識するように設定した¹⁾。また、簡潔明瞭な共起ネットワークを得るために、文章の意味に直接影響を与えない 7 語²⁾を分析から除く設定とした。これらの分析前データ処理を行ったうえで、KH Coder を用いて抽出語一覧を作成し、その内容を確認した。次に、共起ネットワークを作成した（図 1）。

共起ネットワークの分析にあたっては、第 II 章 2 節に示す量的方法を用いる段階（STEP 1, 2）、分析者の質的な解釈を加える段階（STEP 3, 4）の 2 段階で進めた。STEP 4 までのすべての工程を終えた段階で、全体の考察を加えた。

1) 量的方法を用いる段階

STEP 1 共起ネットワークに図示される語について、文章の意味に直接の影響が少ないと考えられる疑問詞・関係代名詞、人称代名詞を除く設定とした。図示される語や実線の数が多すぎず、最も分析結果が読み取りやすい条件を探り、本文に 80 回以上出現する語のうち上位 90 の共起関係が図示されるよう設定した。

STEP 2 共起ネットワークは、「比較的強くお互いに結びついている部分を自動的に検出してグループ分けを行い、その結果を色分けによって示す『サブグラフ検出』を行っている（樋口 2020 : 186）。このサブグラフ（グループ）ごとに図示された語を確認し、図のみを確認した段階での気づきを考察した³⁾。

2) 質的な解釈を行う段階

STEP 3 本研究では、特にクライアントの「最善の利益」や「自己決定」の尊重に関わる文脈を含むグループに焦点を当てて、それらがどのような話題と関連しているのかを質的に解釈した。具体的には、抽出された語がどの文章の中で使われているのかを検索する機能、keyword in context (KWIC) コンコーダンス⁴⁾を用いて、共起ネットワークに現れた語を含む文章を確認した。そのなかで、同じグループ内にある複数の語が同時に出現する文章や、同じ語が複数回出現する文章を取り出した。

STEP 4 STEP 3 で取り出した文章について、話題ごとに見出しをつけた（表 2）。続いて、

それらの見出しを代表するカテゴリー名をつけた。

理論を扱っているグループと、実践事例などを扱っているグループに分かれたため、カテゴリー名の欄に、理論か実践のいずれかの分類を付記した。

III. 研究結果

22 本の論文のテーマは、自己決定の原則についての理論研究のほか、事例研究、倫理的ジレンマへの対応をソーシャルワーカーに問う実証研究など多岐にわたる内容であった。事例を扱う支援分野としては、医療、高齢、教育、母子、里親、司法等に分かれた。そのほか、ソーシャルワーカーとクライアントの二重関係を扱うものや、ソーシャルワーカーとスーパーバイザーとの関係を扱う論文があった。

研究方法としては、22 本中 12 本が文献研究、6 本が事例研究、4 本がインタビューやアンケート調査を実施した実証研究であった。著者の所属大学の所在地は、ドイツが 2 本、カナダが 1 本、アメリカ合衆国が 19 本であった。

KH coder で分析した結果、データ内に出現したすべての語の延べ数（総抽出語数）は 134,112 語であり、8,288 種類の語（異なり語数）が抽出された。第 II 章 3 節 1) STEP 1 に従ってデータ処理を行い、共起ネットワークを得た（図 1）。図示された語数は 85 語で、11 のグループで構成された。

本研究の分析対象となったテキストの文脈を確認したところ、「倫理的な意思決定」(ethical decision making など) という表記の場合、その決定の主体はソーシャルワーカーであったが、「自己決定 self-determination」という表記の場合、自己決定する主体はすべてクライアントであった。そのため、本研究で「自己決定」と表記する場合は、「クライアントが自己決定すること」を指すこととする。また、「自己決定の尊重」と表記する場合は、「ソーシャルワーカーがクライアントの自己決定を尊重すること」を指す。同様に、「最善の利益」「最善の利益の尊重」と表記する場合は、「ソーシャルワーカーがクライアント（またはそれを取り巻く関係者）の最善の利益を尊重すること」を指す。

1. 【量的方法を用いる段階】における分析結果

第 II 章 3 節 1) STEP 1 のデータ処理を行ったうえで、STEP 2 のとおり図 1 に図示された語を確認した。STEP 2 の手順に従って読み取った特徴を下記に示す。グループ番号は、図中のサブグラフの番号に対応している。図 1 グループ 3 については、「最善の利益」、「自己決定」の語とつながりのある部分に加えて、ほかのグループで関連があると見なされた value とのつながりにも着目した。

- 1) グループ 1 に出現した Josiah は、Green (2007) の事例に登場する未成年のクライアントの名前である。Green (2007) は、小児医療ソーシャルワークに共通する問題点として、第一のクライアントを患者と両親のどちらと定義するかという点と、医療チームで働くことの複雑さを挙げ、事例を用いてクライアントの「最善の利益」と「自己決定」に関する倫理的ジレンマを検討している。そのため、グループ 1 では promote, well-being, parent, Josiah, medical, staff, home, member, family の語のつながりに着目した。

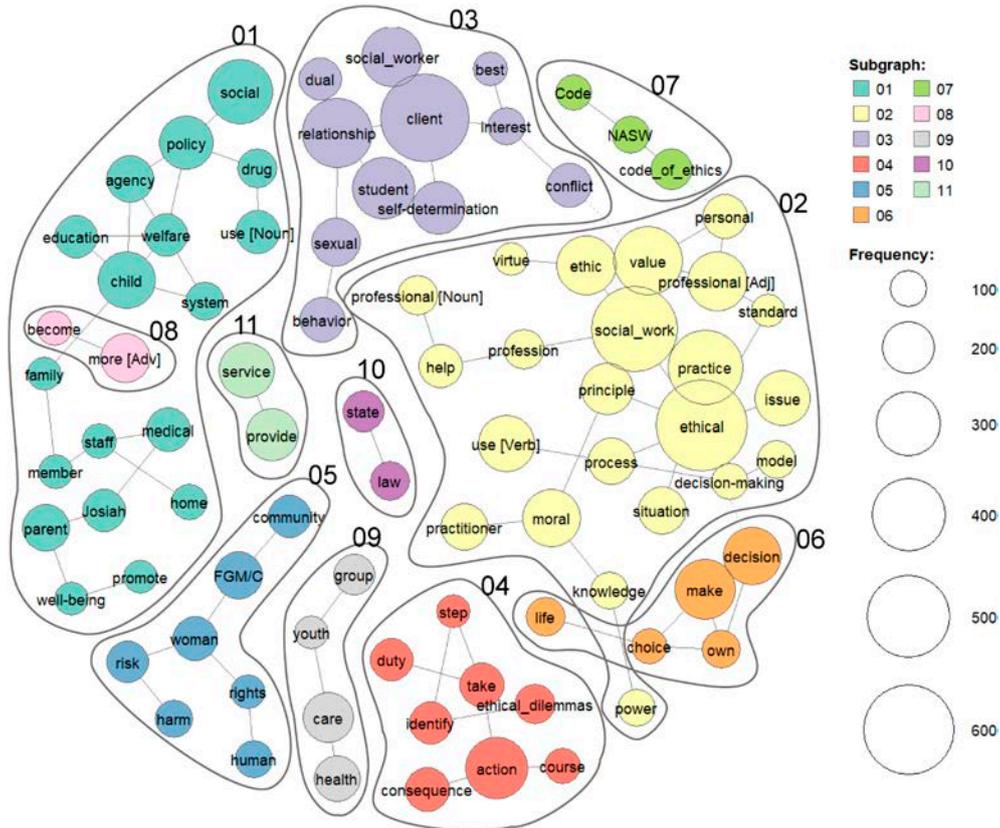


図 1 22 本論文の共起ネットワーク

- 2) グループ 2 は, **ethic**, **principle**, **moral**, **knowledge**, **virtue**, **value** など, 価値や倫理に関する語が出現したため, この時点では, 抽象度が高い「理論」に関わる文脈が現れていることを推測した.
- 3) グループ 3 は, **best**, **interest** の語が実線で結びついており, **client** の語を介して **self-determination** とつながっている. **best interest**, **self-determination** の両方が **client** と結びついているため, 「クライアントの最善の利益」「クライアントの自己決定」という文章が多く含まれると推測した. また, **interest** は **conflict** とも結びついており, 利益に関する葛藤や倫理的ジレンマに関する話題が現れていることを推測した.
conflict は, グループ 2 の **value** とも点線でつながっており, 2 つの語に関連があることを読み取った. また, **relationship** は **dual**, **sexual**, **student** など教育における性的関係に関する語が含まれることから, 全般的な倫理的ジレンマの話題と, 性的な二重関係の話題の 2 つが同グループに出現していることを推測した.
- 4) グループ 4 は, **ethical dilemma**, **course**, **action** などの語で構成されていることから, ソーシャルワーカーが倫理的ジレンマを扱う際の具体的な行動や振る舞いに関する文脈が出現していると推測した.
- 5) グループ 5⁵⁾ は, Pacho (2015) における女性の権利やリスクに関する文脈が出現していると推測した.
- 6) グループ 6 において, **life**, **choice**, **own**, **make**, **decision** がつながっており, 「自身の人

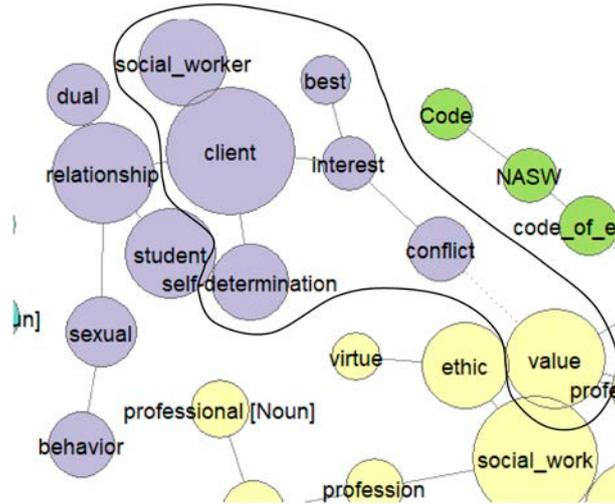


図 2 図 1 中のグループ 3 の分析にあたって着目した語群

生の選択」という言葉が連想される。クライアントの自己決定に関する話題が出ていると推測した。

- 7) グループ 7 は NASW の倫理綱領に関する文脈，グループ 8 は「より～になる」という変化を表す文脈，グループ 9 は youth group を対象とする事例，グループ 10 は州法に関する文脈，グループ 11 は特定の論文にかかわらず，医療やソーシャルワークのサービス提供に関する話題が出現していると推測した。

2. 【質的な解釈を行う段階】における分析結果

第Ⅲ章 1 節の結果から，クライアントの「最善の利益」と「自己決定」に関する話題が含まれると想定できる，あるいはそれらを検討するうえで重要と考えられるグループ 1, 2, 3, 4, 6 に焦点を当てて分析を進めた。グループ 1 と 3 に関しては，構成語が使われる文脈を確認したところ，2 つの話題に分かれていたため，上述のテーマを扱う語を対象として分析した。図 2 はグループ 3 の拡大図であり，着目した語について線で囲った。

第Ⅱ章 3 節 2) STEP 3 の手順に従い，図 1 に図示された構成語を含む文章を確認し，STEP 4 に沿って分析した結果を表 2 に示す。グループ 1 は，主に Green (2007) の事例に関する話題が抽出されたが，ほかのグループはひとつの論文に特化せず様々な論文の文脈が共起していた。

- 1) グループ 1 は，Green (2007) の事例のうち，本人，家族，支援者である医療スタッフによる「クライアントの最善の利益に対する見解」の違いを主に扱っていた。複数の関係者のニーズのバランスをとりつつ，本人の自己決定を尊重する方法について触れられていた。これらの内容から，カテゴリー名を「最善の利益のバランス」と名づけた。
- 2) グループ 2 は，援助関係やソーシャルワーカーの倫理的意思決定，倫理に関する教育など，ソーシャルワーカーを主語とする価値や倫理の話題が中心であった。これらの内容から，カテゴリー名を「ソーシャルワークの価値と倫理」と名づけた。
- 3) グループ 3 は，「最善の利益」「自己決定」の両方の語が図示されていることから，語と語の

つながりを詳細に確認した。「最善の利益」は他者の権利やニーズと、「自己決定」は守秘義務などいくつかの倫理と対立することが話題の中心となっていたことから、カテゴリー名を「ソーシャルワークの倫理的ジレンマ」と名づけた。

- 4) グループ 4 は、ソーシャルワーカーが倫理的ジレンマをいかに特定し、向き合っていくかというプロセスに関する話題が中心であったため、カテゴリー名を「ソーシャルワーカーの倫理的意思決定」とした。
- 5) グループ 6 は、クライアントの自己決定に関する話題が中心であり、生命医学倫理の 4 原則における「**autonomy** と **beneficence**」の引用が多く見受けられた。カテゴリー名を「クライアントの自己決定」とした。

IV. 考察

対象論文 22 本の分析結果から、クライアントの「最善の利益」と「自己決定」の尊重がどのように捉えられ、扱われているのかを以下のとおり考察した。

1. 高橋論文（2002）からの発展

高橋（2002）は、1980 年から 2001 年までの倫理的ジレンマに関する欧米の研究動向について医療ソーシャルワークの分野を中心にまとめており、ここでは「自律性・自己決定」と「善行」、パターナリズムとの関係についても論じている。検討対象とする学術雑誌や研究目的に違いがある点には注意が必要だが、本研究の結果においても、クライアントの「自己決定」に関しては **Beauchamp** らが提唱した生命医学倫理における「**autonomy** と **beneficence**」をもとに議論を進める文脈が目立った。

また、高橋（2002）が扱った 2001 年までの時点で芽生えつつあったソーシャルワーカーの倫理的意思決定への研究関心は、2022 年までの間、さらに高まっていると言える。本研究の結果においても、倫理的ジレンマを認識すること自体の重要性やそれを特定するために必要な要素を示す論文、具体的な意思決定プロセスに関する論文が見受けられた。

継続して関心が寄せられるテーマがある一方で、ソーシャルワーカーとクライアントの「二重関係」に関するテーマも新たに見受けられた。クライアントと援助関係以外の関係性を持つことで生じる二重関係には、「最善の利益」や「自己決定」が密接に関わると認識されていた。例えば、当事者グループの中で支援者の役割を兼ねるクライアントが、所属組織にとって望ましくない行動を起こした場合、ソーシャルワーカーがそのクライアントの自己決定を尊重すればサービスの質が落ち、他者の利益を損なう例などがそれに該当する。

我が国では「ソーシャルワークの二重関係」に関する先行研究は見当たらないが、クライアントと生活圏が重なることで援助関係以外の交流が生まれたり、あるいは恋愛関係に発展したり、ビジネスパートナーになったり、国内においても二重関係に発展する状況は十分に生じうる。

表 2 共起ネットワークにおけるカテゴリー分類

	カテゴリー名	着目した構成語	抽出した話題の要約
1	最善の利益の バランス 実践 (事例)	promote, well-being, parent, Josiah, medical, staff, home, member, family	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェルビーイングの主体 ・最善の利益 ・ニーズのバランス ・遠隔医療とプライバシー ・クライアントの希望 ・医療チームの希望 ・治療プロセスへの参加 ・親の最善の利益 ・守秘義務違反
2	ソーシャルワーク の価値と倫理 理論	social work, ethical, issue, model, process, decision-making, situation, value, ethic, personal, practice, professional, virtue, standard, use, principle	<ul style="list-style-type: none"> ・援助関係 ・個人的価値観と専門的価値観の対立 ・倫理の変化 ・子どもの自己決定 ・倫理的意思決定のプロセス ・倫理教育の在り方 ・倫理的ジレンマと知識
3	ソーシャルワーク の倫理的ジレンマ 理論と実践	best, interest, client	<ul style="list-style-type: none"> ・他者の権利とのバランス ・パターナリズム ・他の専門職や家族のニーズ ・最善の利益を守るための方法 (事前の話し合い, チームの関与) ・上司との意見相違 ・法律との関係 ・遠隔医療と最善の利益 ・妊婦の最善の利益
		self-determination, client	<ul style="list-style-type: none"> ・自己決定と二重関係 ・倫理綱領における自己決定 ・介入時の留意事項 ・倫理的問題と自己決定 ・上司との意見相違 ・自己決定と対立しうる倫理 (クライアントの健康と安全, ソーシャルワーカーの権限, 守秘義務) ・自己決定への否定意見 ・自己決定の変遷 ・失敗する権利 ・最善の利益との対立 ・バイアス
		interest, conflict	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワーカーとクライアントの利益の対立 ・他機関の利益との対立 ・複数のクライアントからの要求 ・二重関係と利益相反 ・困難な選択を迫る状況 ・利益相反に関する教育 ・倫理的ジレンマの範囲
		self-determination, conflict	<ul style="list-style-type: none"> ・自己決定に関する葛藤への認識 ・自己決定と競合する価値観 ・自己決定の葛藤に関する歴史 ・自己決定への介入度
		value, conflict	<ul style="list-style-type: none"> ・自己決定とサービスの質 ・自己決定のジレンマに対する負担感 ・価値の重要性 ・倫理的意思決定に影響を与える要素 ・専門的な価値観の認識 ・個人的価値観と専門的価値観の対立
4	ソーシャルワーカー の倫理的意思決定の在り方 実践 (方法論)	take, action, duty, course, consequence, step, identify, ethical dilemmas	<ul style="list-style-type: none"> ・競合する価値や原則の認識 ・倫理的ジレンマの特定 ・倫理的根拠 ・ルールや法律への依存 ・倫理的意思決定のプロセス ・代替案の確立 ・行動方針 ・権利の保護 ・機関の義務
6	クライアントの 自己決定 理論	life, choice, own, make, decision	<ul style="list-style-type: none"> ・他者の自己決定 ・autonomy と beneficence ・能力が不十分なクライアントの選択と決定 ・倫理綱領における自己決定 ・自己決定に関する議論 ・パターナリズム ・自己決定に必要な知識と情報

※カテゴリーの番号は図 1 のサブグラフ番号に対応している。

2. クライアントの「最善の利益」に関する考察

分析の結果から、「最善の利益」に関しては「他者の権利」や「他者（クライアント以外の家族や専門職）のニーズ」、「他機関の利益」といかにバランスをとるかということが重視されていた。何を優先すべきかの判断を複雑にする要因として、①誰がソーシャルワーカーのクライアントなのか、②ソーシャルワーカーは何に対して責務を負うのかという問いが関係すると考えられる。

①について、Levy (=1983 : 140) によれば、「クライアントに対する献身と忠誠をつくすと、利害の対立する二人の主人につかえるのを避けることができる」が、実際には NASW の倫理綱領にも示されているとおり、ソーシャルワーカーが、互いに関係のある 2 人以上（例えば、夫婦、家族）にサービスを提供する例が多く生じる。その際、倫理綱領には「ソーシャルワーカーはどの個人をクライアントとみなすか、またサービスを受けている様々な個人に対するソーシャルワーカーの専門的義務の内容をすべての関係者に明らかに」しなければならず、「利害の対立を最小限にするために適切な行動をとるべき」と記載されている（National Association of Social Workers 2021 1.06）。

②について、Banks は、「ソーシャルワーカーはいくつか異なる層の責任を引き受けることになるが、互いに衝突する可能性がある」と述べている。具体的には、「サービス利用者に対する責任、専門職への責任、雇用機関に対する責任、社会に対する責任」があり、これらの責任が対立する可能性がある（Banks 2012 : 164-5）。

①②から、誰に対する責任を全うするかによって、誰の利益を優先すべきかが変わるという点に、「最善の利益」を守ることの難しさが見て取れる。

3. クライアントの「自己決定の尊重」に関する考察

クライアントの「自己決定」の尊重に関しては、クライアントに十分な情報や知識を与えることや、失敗する権利を認めるなど、支援方法や「自己決定」の捉え方に関する話題が抽出された。そのほか、判断能力が不十分なクライアントへの支援の在り方や、自己決定を尊重するにあたってソーシャルワーカーが介入する程度に関する話題が抽出された。

Levy は、ソーシャルワーカーが正直で率直であることは、例えば病気の末期の患者や自己破壊的な行動に出るクライアントにすべての真実を性急に明かすことを意味するのではなく、「どのように、いつ、何を目的としてクライアントの必要のどれに関連して、どの位のことを打ち明けるかということが重要」と述べている（Levy=1983 : 144）。

Levy の論考および本研究の結果から、「自己決定」を尊重する際は、クライアントに必要な情報を提供するタイミングや方法、自己決定の過程に介入する程度、その結果の受け方をどう見極めるかが重要と考えられていることが見て取れる。

また、分析結果において、対象文献のうちのひとつである Taylor (2006) の文章が多く抽出された。Taylor (2006) はソーシャルワーカーの「自己決定」への認識の変化を調査した論文である。ほかの文献でも引用されていることから、ソーシャルワーカーが実践上でクライアントの「自己決定」をどのように認識しているかを問う実証研究として着目されていることがうかがえた。この論文では、ソーシャルワーカーがクライアントの「自己決定」を重視し続けており、倫理的ジレンマにも比較的冷静に対応できることを明らかにしている。ただし Taylor (2006) は、研究の限界として、自己決定を重視するように社会化されているソーシャルワーカーの視点にバ

イアスが生じる可能性があることを挙げている。

4. クライアントの「最善の利益」と「自己決定」の関係

まず、クライアントの「最善の利益」と「自己決定」の尊重について、ミクロな関係性のなかでは、少なくとも2種類の倫理的ジレンマが想定されていることがわかった。

第1の倫理的ジレンマは、クライアントの「自己決定」とソーシャルワーカーが考える「最善の利益」との間で生じる。クライアントという主体とソーシャルワーカーという主体の1対1の関係性の中で主として生じている。

それに対して、第2の倫理的ジレンマは、クライアントの「自己決定」とクライアント以外の誰かの「利益」との間で生じる。クライアントとそれ以外の誰かを何らかの害から守る必要から生じている。これについて、日本の倫理綱領には「ソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定が本人の生命や健康を大きく損ねる場合や、他者の権利を脅かすような場合は、人と環境の相互作用の視点からクライアントとそこに関係する人々相互のウェルビーイングの調和を図ることに努める」と記載されている（日本ソーシャルワーカー連盟 2020）。

次に、倫理的ジレンマを扱うソーシャルワーカーの姿勢に目を向けると、検討対象とした論文のうち Green (2007) の事例において、ソーシャルワーカーは、クライアントを含む関係者のウェルビーイングと利益を最大限増進する方法を考え、「最善の利益」と「自己決定」の尊重を両立することを目指した。すなわち、クライアントの家族や医療チームの専門職のニーズを捉えつつ、クライアントの判断能力を見極めながら、本人の自己決定の尊重をおろそかにしない姿勢を貫いた。

倫理的責務の視点から見れば、Dolgoff et al. は「ソーシャルワーカーは、クライアントの利益を最大化するような理性的な選択ができるように支援すると同時に、クライアントの持つ自律性や自由を維持・強化する義務があり、重要な倫理的責務を負っている」と述べている（Dolgoff et al. 2012 : 101）。これらのことから、クライアントの「最善の利益」と「自己決定」の尊重の間には倫理的ジレンマが生じうるが、ソーシャルワーカーはその両方を念頭に置いて支援する責務があると言える。

V. 結論

本研究では、高橋 (2002) に続き、2004 年から現在までに至るソーシャルワークの倫理的ジレンマに関する国際的な研究動向を探った。IJSWVE のうち検討対象とした論文 22 本の分析結果から、ソーシャルワークの倫理的ジレンマにおいて、クライアントの「最善の利益」と「自己決定」がどのように捉えられ、扱われているのかを明らかにした。得られた結果と考察を以下に要約する。

クライアントの「最善の利益」を検討する際には、本人の利益だけでなく、他者の権利やニーズとのバランスを考慮する必要があると考えられており、関わる者の危害や不利益を最小限に留めることが重視されていた。何を優先すべきかの判断を複雑にする要因として、①誰がソーシャルワーカーのクライアントなのか、②ソーシャルワーカーは何に対して責務を負うのかという問いが関係すると考えた。

続いて、「自己決定」は、「最善の利益」のほかに守秘義務をはじめいくつかの倫理原則と対立

しやすいが、ソーシャルワーカーからは重要視され続けていることがわかった。

「自己決定」を尊重する際には、ソーシャルワーカーがクライアントに必要な情報を提供するタイミングや方法、自己決定の過程に介入する程度、その結果の受けとめ方をどう見極めるかが重要視されていることが見て取れた。

クライアントの「最善の利益」と「自己決定」を尊重することとの間に生じる倫理的ジレンマには、ソーシャルワーカーとクライアントの 1 対 1 の関係性から生じるもの以外に、クライアント以外の他者との間で、それぞれの「自己決定」や「利益」との間に生じるジレンマが存在した。後者の倫理的ジレンマは、主に、クライアント本人や他者をなんらかの害から守る必要性から生じていることがわかった。

本研究は、ソーシャルワークの実践において最も重視され、かつ倫理的ジレンマが生じやすい、クライアントの「最善の利益」と「自己決定」の尊重の関係に着目した点と、高橋（2002）以降の国際的な研究動向を明らかにした点に意義がある。

得られた結果は、制度や文化の違いを超えた援助関係の本質に関わる事項であるため、わが国の実践でも十分に応用できるものと考えられる。

VI. 今後の課題

分析対象を 22 本の論文に限定したため、本研究の結果はその範囲に留まっており、今後、分析対象を増やす必要がある。また、すべての論文の本文をつないだテキストデータから語の関連を探ったため、「最善の利益」や「自己決定」に関して、例えば支援の対象者（高齢者、障害者、児童など）によって扱われ方の違いがあるのか、特定することはできなかった。「最善の利益」や「自己決定」がどう捉えられ、扱われているか、相違が生じる要因や背景にも着目しつつ、今後の分析を継続したい。

本研究において、「最善の利益」と「自己決定」を尊重する主体がソーシャルワーカーであることには変わらないが、その対象はクライアント個人（あるいはその周囲の家族や関係者）に留まった。コミュニティや社会の「利益」や「決定」までは範囲を広げられていないことが研究の限界として挙げられる。対象を広げた倫理的ジレンマを扱うことに関しては、今後の課題としたい。

注

- 1) self-determination / social workers / social worker / social work / ethical dilemmas / ethical dilemma / code of ethics の 7 つの語群について、意味を持つ最小単位の語として認識するように設定した。例えば **social** と **work** を別の語としてではなく、**social work** をひとつの語として認識させる設定であり、KH Coder の用語で、この処理は強制抽出にあたる。
- 2) 具体的には、**be, have, et, al, %, do, p** の 7 語を除く設定とした。
- 3) 共起ネットワークにおけるグループの位置や色の違いは、グループを識別するためのものであり、位置や色自体に固有の意味はなく、重要度や順位を示すものではない。また、共起ネットワークの円の大きさは語の出現回数に比例しており、共起する（文章の中で同時に出

現する)語は同じ色のグループに属している。

- 4) KH Coder は元の文章を検索・閲覧するための機能にも力を入れている(樋口 2020 : 102)。
KWIC コンコーダンスのコマンドを用いると、分析対象ファイル内で抽出語がどのように用いられていたのかという文脈を検索することができる(樋口 2020 : 168)。その結果が一覧に示されるため、分析者は元の本文でどのように語が使われているかを容易に確認することができる。
- 5) 図 1 グループ 5 の FGM/C とは、Female Genital Mutilation/Cutting の略語であり、女性器切除を指す。

引用文献

- Banks, S. (2012) *Ethics and Values in Social Work*, British Association of Social Workers.
- Dolgoff, R., Harrington, D. and Loewenberg, F. M. (2012) *Ethical Decisions for Social Work Practice*, 9th Ed., Brooks/Cole.
- Green, L. (2007) Social Work Ethics and Values Considered in the Case of a 15-Year-Old Leukemia Patient Facing Peripheral Blood Stem Cell Transplantation, *Journal of Social Work Values and Ethics*, 4, 38–51.
- 樋口耕一 (2020) 『社会調査のための計量テキスト分析——内容分析の継承と発展を目指して第2版』ナカニシヤ出版。
- Johner, R. (2006) Dual Relationship Legitimization and Client Self-Determination, *Journal of Social Work Values and Ethics*, 3, 21–34.
- Levy, C. S. (1976) *Social Work Ethics*, Human Sciences Press. (=1983, B. ヴェクハウス訳『社会福祉の倫理』勁草書房.)
- Marson, S. M. and Finn, J. (2004) Editorial: The Birth of The Journal of Social Work Values and Ethics, *Journal of Social Work Values and Ethics*, 1, 1–3.
- Mayer, L. M. (2005) Professional Boundaries in Dual Relationships: A Social Work Dilemma, *Journal of Social Work Values and Ethics*, 2, 66–83.
- National Association of Social Workers (2021) *Code of ethics of the national association of social workers*. (<https://www.socialworkers.org/About/Ethics/Code-of-Ethics/Code-of-Ethics-English>, 2023.12.30).
- 日本ソーシャルワーカー連盟 (2020) 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」(<https://jfsw.org/code-of-ethics/>, 2023.12.30).
- Pacho, T. O. (2015) Complexity of Female Genital Mutilation/Cutting, *Journal of Social Work Values and Ethics*, 12(2), 63–76.
- Reamer, F. G. (2018) *Social Work Values and Ethics*, 5th Ed., Columbia University Press.
- 高橋恭子 (2002) 「ソーシャルワーク実践における倫理的ディレンマについて——1980年から現在までの欧米の研究動向を概観して」『人間福祉研究』5, 1–17.
- Taylor, M. F. (2006) Is self-determination still important? What Experienced Mental Health Social Workers are Saying, *Journal of Social Work Values and Ethics*, 3, 35–46.

A Study on Respecting Clients’ “Best Interests” and “Self-Determination” in Social Work Practice with Ethical Dilemmas: Through a Quantitative Text Analysis of the IJSWVE Literature

Tomomi UCHIKOSHI, Osamu KOBAYASHI, Yukio SHIMBO

The purpose of this study is to clarify how the concepts of clients’ best interest and self-determination are perceived and treated in social work practice with ethical dilemmas. A quantitative textual analysis was conducted on the 22 articles in *International Journal of Social Work Values and Ethics*. As a result, in addition to the ethical dilemma of a bilateral relationship between the social worker and the client, there were dilemmas that occurred between multiple parties. In pursuing the best interests of the client, it is important to minimize harm to the individual and those involved. It was suggested that this involves who the social worker’s client is and what the social worker is responsible for. The client’s self-determination was considered important in determining when and how to provide the client with the necessary information, the degree of intervention, and how to accept the results.

Key Words: Social work, Ethical dilemmas, Best interest, Self-determination, Quantitative Text Analysis